

一般財団法人吉田光志朗・吉田悠人音楽基金 留学助成金給付規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般財団法人吉田光志朗・吉田悠人音楽基金（以下「当法人」という。）の定款第4条に定める助成の対象となる留学助成金（以下「助成金」という。）の給付に関し、助成の種類、申請資格、助成期間、給付額、選考手続及び助成対象者の義務等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「年度」とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。

2 この規程において「クラリネット」とは、特殊管を含むものとする。

3 この規程において「外国の教育機関」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 大学学士課程及び当法人がそれと同等程度と認めるもの

(2) 大学院修士課程及び当法人がそれと同等程度と認めるもの

(3) 高度演奏家養成（ディプロマ）及び当法人がそれと同等程度と認めるもの

4 この規程において「助成対象者」とは、第10条第2項の規定により、助成金の給付が決定した者をいう。

(助成の種類、研修の内容及び対象楽器)

第3条 当法人は、日本のクラシック音楽文化の発展に寄与する優れた人材への支援のため、原則として、クラリネットを専門楽器とする者を対象として、次の各号に掲げる助成を行う。

(1) 長期留学助成A 外国の教育機関に入学し、教育を受ける者に対する助成（以下「長期A」という。）

(2) 長期留学助成B 外国においてプライベートレッスン等を受講する者に対する助成（以下「長期B」という。）

(3) 短期留学助成 外国において夏期に実施される国際的な講習会であって、当法人が別に定めるもの（以下「講習会」という。）を受講する者に対する助成（以下「短期」という。）

第2章 申請資格及び助成期間

(申請資格)

第4条 助成を申請できる者は、当法人が顕彰するクラリネット奏者 吉田光志朗氏（享年23歳）及び吉田悠人氏（享年38歳）にちなみ、日本国籍を有し、募集年度の4月1日時点において次の各号に掲げる年齢要件を満たす者とする。

(1) 長期A 満18歳以上、満23歳以下

(2) 長期B 満18歳以上、満38歳以下

(3) 短期 満18歳以上、満38歳以下

2 過去に当法人の助成金を受給したことは、その助成の種類及び給付の回数にかかわらず、新たに助成を申請することを妨げない。

(助成期間)

第5条 助成期間は、助成金の給付を開始した月から、次の各号に掲げる期間とする。

- (1) 長期A 2年間
- (2) 長期B 1年間
- (3) 短期 1年に満たない範囲内で、助成決定時に当法人が指定する期間

(長期Aの中間審査)

第6条 長期Aの助成対象者は、助成期間の開始から10か月が経過して以降、11か月が経過するまでの間に、別に定めるところにより、理事会による中間審査を受けなければならない。

- 2 理事会は、第12条に定める定期報告等に基づき、助成対象者が期待される留学の成果をあげる見込みがあるか否かについて審査する。理事会が必要と認めるときは、助成対象者に対して、外国の教育機関における学業成績を証明する書類の提出を求め、ヒアリング調査を実施することができる。
- 3 理事長は、理事会による中間審査の結果を踏まえて、助成対象者の外国の教育機関における学業成績又は素行が不良であって、期待される留学の成果をあげることが著しく困難であると判断するときは、前条第1号の規定にかかわらず、助成期間を1年間に変更するものとする。

第3章 給付額、採択人数及び給付方法

(給付額及び採択人数)

第7条 助成金の給付額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 長期A 1名につき1年ごとに100万円
- (2) 長期B 1名につき1年100万円
- (3) 短期 1名につき25万円
- 2 助成金の採択人数は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 長期A及び長期B 合わせて、各年度3名程度
 - (2) 短期 各年度4名程度
- 3 第2項の規定にかかわらず、当法人の予算の範囲内において、助成金の給付額又は採択人数を変更することがある。

(助成金の性質及び給付方法)

第8条 本助成金は、研修費、渡航費及び滞在費等に用いる定額の助成金として給付する。

- 2 助成金は、他の助成金及び奨学金との併用を妨げない。
- 3 助成金は、日本円をもって、助成対象者が指定する国内の口座に振り込むものとする。

第4章 選考手続

(選考委員会)

第9条 助成対象者の選考を行うため、理事会の下に選考委員会を設置する。

- 2 選考委員会は、理事長が指名する役員及び理事長が委嘱するクラリネット専門家若干名により構成する。

(選考基準及び決定)

第10条 選考にあたっては、申請者の演奏技術、将来性、語学力及び志望動機等を総合的に勘案して審査を行う。

- 2 理事長は、選考委員会の審査及び理事会の議決を踏まえて、助成対象者を決定する。
- 3 選考結果は、別に定めるところにより、申請者に通知する。

第5章 助成対象者の義務

(留学の開始時期及び終了時期)

第11条 長期A又は長期Bの助成対象者は、正当な理由がある場合を除き、募集年度の12月末日までに留学を開始しなければならない。

- 2 短期の助成対象者は、正当な理由がある場合を除き、募集年度の9月末日までに、講習会の受講を終了しなければならない。

(定期報告)

第12条 長期A及び長期Bの助成対象者は、別に定めるところにより、3か月ごとに、当法人に対して留学の状況等に関する報告を行わなければならない。

(成果報告書)

第13条 助成対象者は、別に定めるところにより、助成期間終了後60日以内に、当法人に対して留学の成果をまとめた報告書を提出しなければならない。

(成果発表演奏会への出演)

第14条 当法人は、助成対象者に対し、留学終了後に当法人が主催する成果発表演奏会への出演を依頼することができる。

- 2 長期A及び長期Bの助成対象者は、前項の依頼があった場合、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。
- 3 短期の助成対象者は、第1項の依頼があった場合、これに応じるよう努めなければならない。

(重要事項の変更の届出)

第15条 助成対象者は、在籍する外国の教育機関、プライベートレッスン等の講師、留学の期間その他申請内容に重要な変更が生じた場合は、速やかに当法人に届け出なければならない。

(一時帰国)

第16条 助成対象者は、留学期間中に一時帰国をしようとするときは、あらかじめ当法人に届け出なければならない。

- 2 当法人は、一時帰国の期間その他の事情を勘案し、留学計画の遂行に支障があると認めるときは、助成対象者に対し必要な指示を行うことができる。
- 3 前二項に定めるもののほか、一時帰国の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(助成表示の義務)

第17条 助成対象者は、自身のプロフィール、演奏会プログラム、公式ウェブサイト、SNS等の公開媒体において、「一般財団法人吉田光志朗・吉田悠人音楽基金の助成を受けて留学した」旨

を明記し、本基金による助成を受けた事実を適切に表示するものとする。

第6章 助成決定の取消し等及び助成金の返還

(助成の辞退)

第18条 助成対象者は、やむを得ない理由により助成を受けることを辞退するときは、速やかに当法人に届け出なければならない。

(非違行為による助成決定の取消し)

第19条 助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、理事会の議決を踏まえて、助成決定を取り消すものとする。

- (1) 申請書類又は提出物に虚偽の内容が含まれていることが判明したとき
- (2) この規程に対する重大な違反があったとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、当法人の名誉を著しく傷つける行為又は助成対象者として著しく不適切な行為があったとき

(助成決定の取消し及び変更)

第20条 理事長は、助成対象者が申請時に提出した計画に従って留学することができなくなったときは、理事会の議決を踏まえて、助成決定を取り消すことができる。

- 2 第1項の規定にかかわらず、理事長は、申請時に提出した計画を変更し、助成対象者が留学を継続することが必要かつ適切であると判断するときは、理事会の議決を踏まえて、当該計画の変更を許可することができる。
- 3 第2項の場合及び助成対象者が一時帰国その他の事情により留学計画を著しく変更するときは、理事長は助成内容を変更することができる。
- 4 長期Aの助成対象者が、申請時に予定していた外国の教育機関に入学できなかった場合であって、第11条第1項に定める期間内に、海外においてプライベートレッスンその他これに準ずる研修を開始するときは、理事長は、理事会の議決を踏まえて、1年間に限り助成金の給付を認めることができる。この場合において、助成対象者が1年の助成期間が満了する前に、外国の教育機関に入学したときは、理事長は、理事会の議決を踏まえて、更に1年間に限り、助成金の給付を認めることができる。

(助成金の返還)

第21条 第20条の規定により、助成決定が取り消されたときは、理事長は、理事会の議決を踏まえて、助成金の給付を停止し、かつ助成対象者に対して、既に助成を受けた額の全部又は一部を当法人に返還するよう求めるものとする。

- 2 第20条第1項から第3項の規定により、助成決定が取り消され、又は変更されたときは、理事長は、理事会の議決を踏まえて、助成金の給付を停止し、かつ助成対象者に対して、既に助成を受けた額の全部又は一部を当法人に返還するよう求めることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に当たるときは、理事長は、理事会の議決を踏まえて、助成金の返還の全部又は一部を免除することができる。
 - (1) 病気、事故、自然災害その他本人の責めに帰することができない事由により留学を中止し、又は留学を継続することができなくなったとき
 - (2) 助成対象者が、助成期間中に、研修先の地域において、プロオーケストラとの雇用契約又は当法人がこれと同等と認める雇用契約を締結したために留学を継続することができな

くなったとき

第7章 補則

(補則)

第22条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、当法人が別に定める。

附則

本規程は、2026年8月3日から施行する。